

安全な通勤で、あなたの毎日を守ろう！

通勤途上災害とは？

労働者が通勤※途中に発生した事故や災害のことで、労災保険(労働者災害補償保険法)の対象となるものを指します。具体的には、**通勤途上での交通事故などによって被るケガが該当**します。

※通勤の定義：自宅と勤務先・事業所を合理的な経路・方法で往復すること

対象となる一例

- 自転車・徒歩・バス・電車・車での通勤中に発生した事故
- 通勤途中の階段で転倒してけがをした場合
- 通勤中の電車事故や交通事故による負傷

対象とならない一例

- 通勤経路から外れた寄り道中の事故
※日用品の購入、通院など日常生活に必要な行為は除く
- 自宅での家事中の事故
- 趣味・レジャー活動中の事故

通勤途上の災害を防ぐためには、以下の対策が有効です！

通勤ルート・方法の工夫

- 交通量が少なく安全な道路を選ぶ
- 夜間は明るい道・歩道を優先
- 自転車・徒歩は歩行者優先、交差点では必ず信号遵守



自転車・バイク通勤の安全対策

- ヘルメット・反射材・ライトの着用
- スマホ操作やイヤホンでの音楽を避ける
- 車道は右側通行を避け、安全な車線を走る



自動車通勤時の注意

- 側方通過の際、歩行者・自転車との間隔1m以上確保
- 交差点での巻き込みや死角確認を徹底
- 通勤時間の余裕を持ち、安全運転を優先



時間管理

- 通勤時間に余裕を持ち、焦らず安全確認を徹底
- 天候や道路状況を考慮した計画



道路交通法改正について(2026年4月1日施行)

2026年4月1日から、自転車の交通違反(16歳未満は対象外)に対して、**自動車などと同じく交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)**が適用されるようになりました。

これにより、軽微な違反行為でも反則金が科され、警察官からの現場での処理が可能になります。反則金額は違反行為ごとに設定され、**例えばスマホ使用時は約12,000円**となっています。

対象となる代表的な違反例(通勤・通学・業務中の利用も含む)

- ① 赤信号無視
- ② 一時停止無視
- ③ 携帯電話使用
- ④ 歩道走行など違反行為
- ⑤ 飲酒運転の禁止
- ⑥ ヘルメットの着用促進(努力義務)も含めた安全意識向上

通勤時の安全対策は、個人での取り組みになりがちですが、会社からの発信や対策も必要です。労使でしっかり話し合い、**通期災害防止に取り組みましょう！**